

### 第3回次期埼玉県地域クラブ活動推進計画有識者会議 会議の概要

日時 : 令和8年1月29日(木) 午前9時から

開催方法 : Microsoft Teams 会議

委員 : 出席 : 柿沼、小村、渡辺、大山、内田、工藤、太田、木村、中村、二宮、山本  
欠席 : なし

議題内容 : ○ 説明・協議

- 1 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議(第2回)委員の意見まとめ
- 2 第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画(前期:令和8年度~令和10年度)(案)について

#### 【主な発言】

事務局

それでは、定刻となりましたので、第3回次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

なお、資料につきましては、昨日の夜に修正版をお送りする形となってしまう、大変申し訳ございませんでした。

本日はオンライン開催となっておりますので、発言される際にはマイクをオンにいただき、発言が終わりましたらマイクをオフにしてくださいようお願いいたします。

ただいまから第3回次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議を開催いたします。

はじめに、教育局市町村支援部長吉田勇が挨拶を申し上げます。

吉田勇市町村支援部長

皆様こんにちは、教育局市町村支援部長の吉田でございます。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、第3回次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議に御出席いただき、誠にあ

りがとうございます。

さて、本有識者会議も今回が第3回目となり、本日が最後の会議となります。これまでの会議においては、現行計画への評価や次期計画の構成案や骨子案に対しての御意見を賜り、心より感謝申し上げます。

また、昨年12月には、国において「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が公表され、地域クラブ活動の推進に向けた基本的な考え方や取組の方向性が示されました。

こうした国の動向も踏まえながら、これまでの現行計画における成果、そして委員の皆様からいただいた貴重な御意見をもとに、

「第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）（案）」を作成いたしました。

皆様には、これまでと同様に、それぞれのお立場から、本計画案について建設的な御意見をいただければ幸いです。

本日の会議が、本県における地域クラブ活動のさらなる充実につながるものとなるよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは、これより議事に入らせていただきます。議長につきましては、設置要綱第六条の規定により二宮座長にお願いいたします。それでは二宮座長、よろしくお願いいたします。

座長

皆様、おはようございます。座長を務めさせていただきます、文教大学の二宮です。よろしくお願いいたします。

では、はじめに、会議及び議事録の公開についてです。設置要項第七条により、会議録は議事録とし、公開とすることとしております。事務局にお尋ねいたします。本日、傍聴の方いらっしゃいますでしょうか。

事務局

本日、傍聴希望者が1名いらっしゃいます。

議長

ただいま事務局から説明がありました、1名傍聴者がいらっしゃるとのことでございます。規定通り、公開としてよろしいでしょうか。

異議がないようですので、公開といたします。傍聴の方にお入りいただきください。

続きまして、前回の会議に関する取扱いについてです。

第2回会議の閉会直前に、内田委員から発言がありましたが、その発言について、会議の内容とは直接関係のない個人的な発言であったとして、御本人から取り下げたい、議事録から削除してほしいという申し出がありました。

この件につきまして、皆様いかがでしょうか。

(委員からの意見等は特になし)

それでは、その発言については取り下げ、議事録から削除することといたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。はじめに説明・協議1「次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議（第2回）委員の意見まとめ」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料に基づきまして、第2回有識者会議でいただいた主な御意見について説明いたします。

先月12月23日に開催いたしました第2回次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議において、委員の皆様からいただいた主な御意見についてまとめております。

こちらに整理しております意見につきましては、本日御協議いただく推進計画案の中に反映させていただいております。

以上でございます。

座長

ただいまの説明について、御質問等はありませんでしょうか。

(委員からの御質問等は特になし)

続いて、説明・協議 2「第 2 期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和 8 年度から令和 10 年度）（案）」について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

それでは、計画案について説明させていただきます。計画案の 2 ページを御覧ください。

「I 計画の概要」について、御説明いたします。

計画の概要は 3 つの項目で構成されております。

「1 計画策定の趣旨」では、新たな埼玉県地域クラブ活動推進計画を策定する背景や目的などを述べております。

これまで部活動地域展開が行われてきた背景や、これまでの国の動き、また、県の取組と進捗状況などを述べるとともに、令和 7 年 12 月には、文部科学省において、国の新たなガイドラインが策定され、令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間で新たに改革実行期間と位置付け、地域展開の全国的な実施を推進していくことについて述べております。

なお、この中で地域クラブ活動の定義を前段に述べるとともに、現行の推進計画を第 1 期計画と呼ぶことなどを定義づけております。

次に 3 ページを御覧ください。

「2 計画の位置付け」として、本計画は、第 1 期計画に掲げた県の取組を継承するとともに、国のガイドラインにおいて都道府県の役割は、広域自治体としてリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示すとされたことを踏まえて策定するものであり、県の取組の基本方針や、具体的な取組の全体像を示すものであると明確に述べております。

また、改革の責任主体である市町村の役割や本改革における県の役割についても示しました。

県の役割としましては、国のガイドラインを踏まえ、本計画を策定し、市町村ごとの実情に寄り添った、きめ細かな支援を行うとともに、単独の市町村では解決が困難な課題に対して広域的な調整機能を果たすことで、県内の公立中学校等を対象に部活動の地域展開を推進することとしました。

さらに、すでに策定されている他の計画との関連や第 2 期推進計画を実行し、推進している埼玉県の知事部局や教育委員会の関係課についても言及しています。

続きまして、4 ページを御覧ください。

「3 計画期間」として、国のガイドラインでは、令和 8 年度から 13 年度までの 6 年間で改革実行期間とし、改革実行期間を前期と後期に 3 年間ずつに分け、本計画の期間は前期計画として令和 8 年度から 10 年度までの 3 年間とすると明記しました。

また、本計画の終期である令和 10 年度に中間評価を行い、改革実行期間の後期において、さらなる改革を推進することを示しております。

次に、5 ページを御覧ください。

「Ⅱ 地域クラブ活動の推進に関する現状と課題」について、御説明いたします。この地域クラブ活動の推進に関する現状と課題は 4 つの項目で構成されております。

まず、1 つ目の項目である「1 学校部活動の地域展開を取り巻く件の現状」については 4 つの現状について触れております。

(1) 県内市町村立中学校における生徒数及び部員数の推移について、グラフを示しながら顕著な減少が見られる現状をお示しました。

このような生徒数や部員数の減少により学校部活動の存続が困難な状況であることから、生徒に多様な経験の場を提供するために、地域展開を進めていく必要性があると述べております。

次に 6 ページを御覧ください。

(2) 生徒等の地域クラブ活動へのニーズについては、今年度に県が実施した部活動地域展開に関する「埼玉県こどものこえアンケート」の結果から部活動地域展開について、子供達には多様なニーズがあることについてお示しをしました。

また、今後生徒一人一人が自身のニーズに合った地域クラブ活動に参加できるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる団体や指導者の確保等に努めていくことが必要であると述べております。

次に 7 ページを御覧ください。

(3) 学校における働き方改革の進捗状況については、教員の時間外在校等時間について現状を表で示しながら、時間外在校等時間が縮減してきているものの、依然として目標値に達していない割合が高い状況であることを述べております。

その長時間勤務の一因として学校部活動を挙げ、目標の達成に向けて休日の部活動の地域展開をすることで部活動指導時間の縮減を図る必要があるということです。

次に 8 ページを御覧ください。

(4)地域でスポーツ文化芸術活動を行っている主な団体の状況については、本県にある総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、文化芸術団体などの状況について、グラフを示しながら説明をしております。

これらの団体は部活動地域展開の運営団体実施主体となりうる組織体であり、その現状と地域クラブ活動環境整備のための連携体制構築の必要性について述べております。

次に 9 ページを御覧ください。

「2 国の動向」についてですが、国は部活動の地域移行地域展開について、令和 5 年度から 7 年度を改革推進期間、令和 8 年度から 13 年度を改革実行期間と位置づけたこと、また、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更した理由を示すとともに、安全安心に活動できるよう新たに地域クラブ活動に関する認定制度の導入や指導者の質の保証に関する仕組みが構築されたことについて、示しております。

次に 10 ページを御覧ください。

参考として、国のガイドラインの主なポイントを示しました。なお、地域展開と地域連携については、その差異が分かりづらいことから、用語の定義についても掲載をいたしました。

次に 11 ページを御覧ください。

「3 学校部活動の地域展開の進捗状況と課題」については、第 1 期計画で取り組んだ内容、県内において部活動の一部もしくは全部について休日の地域展開を実施する市町村数は 29 となったこと、一方で外部団体等との協議や自治体内で検討を進めてはいるものの地域展開は未実施という市町村もあるという進捗や課題について示しました。

また、部活動数で見た進捗状況についても休日の地域展開を完了済みの部活動数はまだまだ少ない状況であることを一覧で示し、学校部活動から地域への完全な展開に向けては、様々な課題があるということを示しております。

さらに地域展開を進める課題として、特に指導者の確保、活動場所等の確保及び資金の確保等大きな課題となることを示すとともに各種団体との協力体制の拡充について述べております。

次に 12 ページを御覧ください。

「4 第 1 計画における県の取り組み状況」については、これまでの有識者会議で御検討いただいた第 1 期計画に係る評価について

述べたものです。第1期計画では、7つの取組を設定し、地域クラブ活動の推進に取り組んでまいりましたが、その主な実績成果と課題について、17ページまで示しております。

以上でございます。

座長

ただいまの説明について、委員の皆様から御意見等いただければと思います。

ないようですので、次の説明をお願いします。

事務局

18ページを御覧ください。

「Ⅲ計画の基本理念と基本方針」について、御説明いたします。

計画の基本理念と基本方針については、基本理念、基本方針、取組の方向性、計画の指標と四つの項目で構成しております。

まず、「1基本理念」について、御説明いたします。

地域クラブ活動を推進するための第2期計画の基本理念として、3つの項目で整理をいたしました。

(1)地域全体で関係者が連携して活動を支える。これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ文化芸術をこれからは地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障して行くことが必要であること。

(2)教育的意義を継承発展させつつ、新たな価値を創出する。地域クラブ活動においては、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承発展させつつ、従来の学校部活動では実現が難しかった新たな価値を創出することが重要であること。

(3)希望するすべての生徒が多種多様な選択肢の中から活動に参加できる環境を目指す。障害のある生徒やスポーツ文化芸術活動が苦手な生徒、経済的に困窮する世帯の生徒を含め、活動を希望するすべての生徒が多種多様な選択肢の中から活動に参加できる環境を目指すこと。

この3つを理念としてまとめました。

次に19ページを御覧ください。

「2 基本方針」について、御説明いたします。

第2期計画の目指す姿、ゴールについて、第1期計画での成果や国のガイドラインで示された改革の構成を踏まえ、県では本計画期間中に原則すべての市町村が休日について地域展開に着手することを目指すことを明示しました。そのために、県は地域等の実情は多様であることに充分留意し、各市町村が主体的に持続可能な体制を構築できるよう検討して、きめ細かな支援を行うことを示しました。

また、すでに地域展開に着手している市町村においては、国のガイドラインが令和13年度までに実現を求めている、すべての学校部活動の地域展開をゴールに見据え、地域の実情に応じた指標や計画等を策定し、着実に取組を進めることが重要であると具体的に明記しております。

併せて、平日における地域展開についても国の動向について注視するとともに、地域の実情に応じた取組を推進すると示しております。

続きまして、20ページを御覧ください。

「3 取組の方向性」について、御説明いたします。

(1)県の役割では、学校部活動の地域展開の責任主体である市町村と、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮する県のそれぞれの役割について示しました。

市町村の役割は幅広い関係者との連携協働のもと、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画調整を行い、地域クラブ活動の認定等や運営団体、実施主体への支援、指導助言等を丁寧を実施すること。

県の役割は各市町村の主体的な取組を支援するため、県全体の改革方針として本計画を策定すること。

1つの市町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施すること。

そして、市町村に対するきめ細かな支援を行うことの3点を挙げております。

参考に、国のガイドラインが示す国・都道府県・市区町村と地域クラブ活動の運営団体、実施主体の役割分担を掲載しております。

次に21ページを御覧ください。

(2)目指す地域クラブ活動の姿では、部活動改革の理念やスポーツ文化芸術の役割や意義を踏まえ、地域の実情等に応じた適切な形態で実施することが重要であると明記をしました。

また、国のガイドラインで示された地域クラブ活動の認定制度や指導者の登録制度についても示し、県の役割として認定制度が市町村に円滑に導入・運営されるよう支援するとしました。

(3)障害のある生徒の活動機会の確保では、障害の特性に応じた配慮や工夫をした指導に関する指導者向け研修や、障害者スポーツ団体など多様な地域の関係者との連携を図るなど、障害のある生徒が地域クラブ活動の参加を希望することを想定し、その活動機会の確保を進めるとしました。

(4)生徒のニーズの反映では、地域展開にあたっては、その当事者となる生徒を第一に考え、生徒等のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要であるとし、県が生徒等へのアンケート調査の実施などにより、その結果を取組に反映するとしました。

次に 22 ページを御覧ください。

「4 計画の指標」について御説明いたします。

「2 基本方針」を踏まえた計画の進捗を評価する指標として、1 以上の学校部活動の地域展開を実施するさいたま市を除く市町村数について、現状値 29（令和 7 年度末）に対し、目標値を 62（令和 10 年度末）としました。

これは、原則、すべての市町村が休日における地域展開に着手することを目指して目標値を設定しました。

説明は以上です。

座長

「4 計画の指標」のところまでで、委員の皆様から御意見等いただければと思います。

委員

計画の指標のところですが、これは、現時点で着手していない市町村の目標値ということになると捉えました。そうしますと、すでに 1 以上の学校部活動を地域展開している市町村の指標というのはどのように捉えたらいいのか、この部分についてはわかりに

くい印象を受けました。やはり、ここには県全体として取り組むべき指標が示されるのがよいのではないかと思います。いずれにしても令和13年度までに市町村において、すべての部活動を地域展開することを踏まえた前期の目標であるべきであると思います。事務局においては、この点について検討していただけるとありがたいと思っております。

#### 事務局

国のガイドラインに「着手」という言葉がありますが、着手の定義については明確に示されておりません。

埼玉県の状態を見ますと、市町村による差が激しく、まだ地域クラブ活動を開始できていない市町村も多くあります。

そう考えますと、まずは1つ地域クラブを作り、そこから複数のクラブを展開できるようにすることが大事であると考えております。つまり、埼玉県としては「着手」の定義を「各市町村が1以上の学校部活動の地域展開を実施すること」と捉えております。

本計画は、前期計画でございますので、前期計画が終期を迎える令和10年度に取組の検証をした上で、後期計画を立てていきます。後期の計画において、さらに具体的なものにしていく必要があると考えております。

基本方針のところに、「地域の実情に応じた指標や計画等を策定し」と示しております。

つまり、1以上すでに地域展開ができているところについては、その市町村の実情に応じて、令和13年度のゴールを見据えた計画を立てていただければと存じます。

#### 委員

各市町村が違った捉え方をしないよう、基本方針の後段の部分に記載されている内容を指標の中にも書き込むべきだと思います。ぜひ、御配慮いただければと思います。

#### 座長

私の方からも付け加えさせていただきます。この目標値自体が前期の目標であるということがわかりづらく、後期の目標がどうなるのかが見えない感じがします。あくまでこれは通過的な目標値であって、最終的なものではないということを確認していただくことが必要であると感じております。また、それに加えて補助指標を示すことで充実した目標値になるのではないかと考えており

ます。

事務局

4の計画の指標だけを見て誤解を招かないよう、基本方針の内容をわかりやすい形で入れていければと考えております。また、先ほどの補助指標につきましては、本計画に入れるか否かは別にして今後考えていく必要があると思っております。

座長

これに関連して、委員の皆様から御意見等いかがでしょうか。

それでは事務局、先に進めていただけますでしょうか。

事務局

「Ⅳ地域クラブ活動の推進に向けた県の取組」について、御説明いたします。

県の取組は全部で5つございます。

「1 関係者間の連携体制の構築」について御説明いたします。

地域クラブ活動の推進には、県および市町村が幅広い関係団体等や大学、民間企業と連携協働しながら一体となって取り組むことが重要であると示しました。そのために3つの取組を示しております。

(1)関係者間のネットワーク構築ですが、県知事部局及び教育局の関係者、部署、市町村の関係部署、学校関係者、保護者、関係団体と大学及び民間企業と企業からなる関係者ネットワーク会議を設置し、定期的な情報共有や連絡調整を行うと示しております。特に、1つの市町村で解決が困難な課題に対して、近隣市町村との広域的な連携が有効である場合は、県が調整機能を果たして連携体制の構築を支援すると示しております。

(2)スポーツ文化芸術団体や大学等との連携ですが、スポーツ文化芸術団体や大学等との連携として、運営団体・実施主体や指導者の確保及び関係者の理解促進等について、効果的な支援と取組を検討及び実施すると示しております。

(3)大会・コンクール等主催団体や大学等との連携として、各団体が主催する大会コンクール等に地域クラブが参加できるように依頼していくことや、中学校の生徒を対象としたスポーツ大会や文化的イベント等が企画される場合は、その内容を踏まえ、県の

SNS等を活用して情報提供するということを示しております。

続きまして、24ページを御覧ください。

「2 県民関係者等の理解促進」でございます。

地域展開は、大きな変化を伴う改革であることから、生徒・保護者やスポーツ・文化芸術団体等の幅広い関係団体等に対して、学校部活動を取り巻く現状と課題、改革の理念、地域展開の効果、地域クラブ活動の実施体制や活動内容、会費等の負担などについて周知し、理解を得ることが重要であると示しました。そのために、3つの取組を示しております。

(1)地域ミーティング及びシンポジウムの開催等についてでございます。

地域クラブ活動の概要説明、各市町村における取組の紹介、有識者等による講演及び参加者との意見交換等の実施、あわせて新たに導入される地域クラブ活動に関する認定制度及び認定地域クラブ活動指導者登録制度の仕組みやメリットについて、丁寧に説明することを示しております。

(2)ポスターの掲示及びリーフレットの配布等についてでございます。

地域展開の必要性等を周知するためのポスターやリーフレットの配布、県のホームページを活用した県内市町村の好事例の発信などの公募を行い、教職員をはじめとする多くの関係者に、学校部活動の地域展開の意義等について周知すると示しております。

(3)機運醸成に向けた各市町村等への働きかけとして、市町村における様々な部署が一体となった体制の構築が進み、改革を推進する機運が醸成されるよう、県と市町村との定期的な会議など様々な機会を捉えまして、地域展開の担当、組織以外の行政関係者にも働きかけを行うということを示しております。

続きまして、26ページでございます。

「3 指導者の質の保証と量の確保」でございます。

地域クラブ活動を円滑に実施するためには、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠であると示しております。

そのため、ここでは3つの取組を示しております。

(1)指導者向け研修機会等の提供及び認定地域クラブ活動指導者登録制度への対応については、暴力、暴言、ハラスメント、いじめなどの不適切行為や事故防止等の行使等の教育的視点及び障害のある生徒への指導法などを内容とした質の高い指導者向け研修の機会や情報を提供しまして、各市町村における認定地域クラブ活動指導者登録制度の導入・運営を支援することと示しております。

す。

(2)指導者人材バンク等の拡充と認定地域クラブ活動指導者の活用については、市町村に対して、県指導者人材バンクを引き続き周知するとともに、前回、有識者会議で御意見をいただいた、大学生や日本スポーツ協会公認指導者の有志資格者等を登録対象に追加するなど、人材バンクを拡充すること。

また、人材バンク登録者の指導者向け研修受講履歴を可視化することで、各市町村や地域クラブ活動の運営団体、実施主体が質の高い指導者を確保しやすい仕組みを構築することを示しております。

(3)教員等の兼職兼業制度の適切な運用については、教員等が、地域クラブ活動の指導者として活動することを希望した場合に服務監督権者が適切かつ円滑に転職兼業の許可の手続きを行えるよう、兼職兼業制度の規定等について周知することを示しております。あわせて、指導を望んでいないにもかかわらず、参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の本人の健康への配慮、適切な労務管理、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施するよう周知することも示しております。

続きまして、27 ページを御覧ください。

「4 市町村の取組の支援」でございます。

すべての市町村が安定的継続的に地域展開を進めるためには、国、県、市町村等の支え合いによる公的支援や、県によるきめ細かな伴走支援が必要であると示しました。

そのための取組として、3つの取組を示しました。

(1)市町村の課題を踏まえたきめ細かな支援については、市町村と関係団体と大学、民間企業との連携をコーディネートする人材を派遣するなど、市町村の課題解決に向けた伴走支援を行うと示しました。

特に、財政面や人材面で課題を考える市町村に対しては、広域連携の提案や国の補助事業を活用した支援及び民間資金の活用に向けた助言等を行うと示しました。

また、市町村における協議会の設置や推進計画の策定、地域クラブ活動の運営等に関する相談への対応、地域クラブ活動に関する認定制度及び認定地域クラブ活動指導者登録制度の導入等の手法やノウハウについて情報収集・提供するなど、各市町村を支援すると示しました。

(2)地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供については、地域ミーティングの開催などにより、地域のスポーツクラブ、文化芸術関係クラブ、障害者スポーツ団体及び地域のパラスポーツ協会等、多様な地域の関係者が議論を深め、課題を共有する場を提供することを示しております。

28 ページご覧ください。

(3)県実証事業の成果や好事例等の情報提供については、これまで県が実施してきた実証事業の成果や、県内外の市町村等における先行事例や好事例について、関係者ネットワーク会議や地域ミーティングの場などを活用して、情報提供することを示しました。次に、「5 地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた支援」でございます。

地域クラブ活動の参加に保護者等の費用負担が発生することについて、生徒や保護者、地域住民等の理解を得られるよう周知・啓発に取り組むこと、また地域クラブ活動の運営団体、実施主体による低廉な会費の設定や保護者負担の軽減について、市町村等に対し好事例を周知することを示しました。

そのための取組として、3つの取組を示しております。

(1)学校施設等の有効活用事例に関する周知については、学校施設や社会教育施設その他公共施設の有効活用や学校施設開放制度の適切な運用など好事例等を情報収集し、市町村等に周知するとともに、県立学校施設開放事業についても、使用料減免等について、適切な運用がなされるよう県立学校に対し周知することを示しました。

(2)保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知については、地域クラブ活動の運営実施における企業からの寄付や企業版ふるさと納税の活用など、保護者の費用負担の軽減につながる手法を情報収集し、市町村等に収集するとともに、国の議論を注視しつつ、就学援助制度など既存の福祉施策の活用事例等の情報収集・周知に努めることを示しました。

(3)経済的に困窮する世帯の生徒への支援に向けた関係機関との連携については、経済的に困窮する世帯の生徒の地域クラブ活動への参加費用に対する支援に向けて、関係機関と連携するとともに、市町村に対して国の補助事業等の活用に向けた助言・情報提供を行うことを示しました。

以上でございます。

座長

ここまでの御説明に関しまして、御質問や御意見等いかがでしょうか。

## 委員

1点目、27ページ「4市町村の取組の支援」(1)の表題ですが、「市町村の課題を踏まえたきめ細かな支援」という表題ではなく、地域クラブ活動の認定制度については独立した形でお示しいただいた方がわかりやすいのではないかと考えています。

地域クラブ活動に関する認定制度は非常に重要な意味をたくさんもっていると捉えております。

例えば、地域クラブの運営等への財政支援ですが、認定されたクラブは中体連の大会等、大会コンクール等への参加についても支援が受けられることが明記されていることが必要であると思います。

2点目、28ページの「5地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた支援」の(2)(3)に関わる、地域クラブ活動の運営資金の問題ですが、国から12月末に、休日の地域クラブ活動費等の支援が、国が1/3、都道府県1/3、市町村1/3という形ではっきりと示されました。ここの部分については、県としてもそのことを踏まえた書き方にさせていただく必要があるのではないかと考えています。

また、保護者負担についても、県としての方向性を示していただけると、市町村にとっては、取組がしやすくなるのではないかと考えております。

3点目ですが、平日についても県としての考え方を示していただいた方がいいのではないのでしょうか。

以上、ぜひ御配慮いただければと思います。

## 事務局

1点目については、国のガイドラインの中で一番大きなものでございます。

独立した形で示すことについて、ここではっきり申し上げることができませんが、認定制度のことについては、大事なところですので、書きぶりを考えたいと考えております。

2点目については、「4市町村の取組の支援」のリード文、上から2行目に、国・都道府県・市町村等の支え合いによる公的支援という文言を明示いたしました。これは国のガイドラインにも記載されている文言ですが、県として公的支援を努力するということを入れさせていただきました。また、(1)市町村の課題を踏まえたきめ細かな支援の3行目に、国の補助事業を活用した支援とい

うことで、先ほど委員から御指摘いただいた、補助事業のことを記載いたしました。続けて、28 ページにある「5 地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた支援」のところに、国の補助事業等の活用という形で記載いたしました。

補助事業の活用という部分が財政支援も包含した言葉ということで、御理解いただければと思っております。

困窮家庭への支援につきましては、この計画の中ではなく、別の機会を確認していく方向で捉えております。

また、市町村によっては、保護者に対してアンケート調査を多くとっております。そのアンケート調査の中には、意識調査だけでなく、保護者としてどのぐらいの費用負担が可能かを調査しているところもございます。

国のガイドラインにも例示がありますが、1000 円から 3000 円ぐらいの幅があります。市町村によって、差異が生じるのではないかと捉えておりますので、今後検討していければと考えております。

3 点目ですが、本計画について、平日のことは細やかに述べておりません。それは、本計画は改革実行期間の 6 年間のうちの前期の計画だからです。

本計画の最終年度には、取組の検証を行うこととなりますので、各市町村の状況を鑑み、後期の計画に反映させていく流れになると考えております。

座長

他の委員からも御質問があるようですので、先に受けたいと思います。

委員

認定制度の件は、結構難しいところがあるので、もう少しわかりやすく記載いただけるとよいと感じております。

また、費用負担にも関連することですが、お金を集める理由を具体的に明記しておく必要があると考えております。指導には対価が払われるものだということを明記しておかないと人材も集まらないと思います。人材の確保のところに、「適切な指導に対して、対価が払われるような援助をする」というような文言が入ればよいのではないのでしょうか。

委員

私からは2点確認をさせていただきます。

1点目ですが、27ページの市町村の取組の支援に関してです。推進計画や方針を作成されていない市町村につきましては、県がリーダーシップを発揮して、ぜひ支援を進めていただきたいなと思っております。

計画策定がされていない市町村については、現状どのぐらいの数がありそうか、もしおわかりでしたら御回答いただきたいなと思っております。

2点目ですが、26ページについてでございます。指導者の質の保障と量の確保ですが、他の都道府県でも日本版DBSとの関連性について、整理が進められているケースが増えてきております。もちろん、日本版DBSの運用自体を県が担うものではないので、あくまで人材バンクの関連性や推奨される運用方法など、可能な範囲内で示していただけますと各市町村で人材バンク及び日本版DBSを活用した質の担保がスムーズに進むと思っておりますので、御検討いただければと思っております。

#### 委員

認定制度についてですが、県の方からきちんとした形で提示するつもりでいらっしゃるのでしょうか。もしくは、国から出たガイドラインに則って、市町村がそれぞれ作るという方向になるのでしょうか。

この計画を見ると、非常に市町村の負担が大きくなっているようで、提示できるところは県の方が提示をしていただきたいなと思えます。

また、27ページの「4市町村の取組の支援」についてですが、学校部活動の地域連携として行われる部活動指導員の配置について、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、引き続き支援を行っていただきたいと思っております。学校部活動の体制を維持することが適切な自治体もありますし、拠点校を決めて合同部活動を行うということを継続することが適切な市町村もあるはずですので御検討いただければと思えます。

#### 委員

27ページ4の「(1)市町村の課題を踏まえたきめ細かな支援」についてですが、この地域クラブ活動に関する認定制度や登録制度のひな形や案が県から示されますでしょうか。

また、部活動指導員についての予算確保ということがありました。移行的な形として、部活動指導員を雇っていくことは必要だと思っております。よろしくお願いいたします。

座長

いろいろな御意見、御質問いただきました。事務局の方から御回答をお願いいたします。

事務局

認定制度については、この後の検討になるかと思えます。

認定制度、登録制度については、国のひな形を市町村がそのまま使うという形になると思えます。ただ、ひな形として出てはいますが、これをどのように市町村が完成させていくのかについては、なかなか難しい部分があるのではないかなと思えます。

今回の推進計画にそこまで盛り込むことができませんので、違う形でフォローをしていきたいと思っております。

認定制度の要件は7つ示されており、7つそれぞれに確認事項が記載されていますが、それが認定要件確認書としてチェックシートになっております。また、市町村において、文書がすぐに作成できるように市町村名を入れるなど、少し言葉を整えればすぐに完成できるような形になっております。その他、登録申請書など各様式が参考としてございますので、そういったものを活用していただければと考えております。

指導に対しての適切な対価については、県民への周知のところに、受益者負担が生じる内容も入れさせていただきましたが、どのような書きぶりにするかは考えていきたいと思っております。

市町村の計画の策定のことについてですが、県として計画策定の有無をすべて把握できておりません。これから把握していきたいと思っております。

日本版 DBS についてですが、日本版 DBS に関係する県の担当課がございましたので、国の動向を注視しながら質の担保はしっかりできるようにしていきたいと思っております。

部活動指導員についてですが、部活動指導員の活用は地域展開の前段階の地域連携であると捉えております。

部活動指導を教員から部活動指導員へと転換し、その部活動指導員が地域クラブ活動の指導員になっていただけるとよいと思えます。国の予算も前年度よりも拡充すると聞いております。県としても部活動指導員の増員に向けて、努力をまいります。

委員

認定制度関係でもう一度確認ですが、県独自ということではなくて、ひな形を活用していくという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい、基本的には国のひな形をベースにしたいと思います。国の方もひな形をベースにして活用することを想定しております。

座長

御回答いただいた内容に関しまして、委員さんから何か不足等ありますでしょうか。

それから、その他の委員さんから何か御意見等ありますでしょうか。

委員

さきほど中体連という固有名詞が出ましたので、認定地域クラブの件についてお話いたします。認定地域クラブへの対応や規約、規定等は作っておりません。ただ、中体連は高体連と同じように関東大会や全国大会につながってますので、そちらと合わせて柔軟に対応していきたいと思います。

座長

補足していただき、ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

委員

私からは、保護者目線でお話ができたらと思います。各市町村でどのぐらいの地域クラブを作っていこうと考えているのか、教えていただけたらと思います。

保護者の方としましても、現状不安の声が上がってしまっていて、来年度から部活動がどのような形になっていくのだろうという不安

の声が上がっている現状です。また、活動費用に関しても市町村によって異なるのかということも保護者の中で話題となっております。現状としまして、物価高で子供を通わせたくても活動費が高ければ通わせられない、また、近隣になれば送迎の関係で通わせることができないということでも不安の声が挙がっておりますので、そちらの方も教えていただけたらと思います。また、令和10年度に検証していくといったお話がありましたが、その際、子供や保護者の意見も聞いていただけたらと思っております。以上です。

#### 事務局

保護者目線での御意見をいただき、ありがとうございます。

1点目ですが、県として明確に市町村ごとの地域クラブ数を申し上げることにはできません。

今存在する学校部活動の数がそのまま移行していくということは、なかなか難しいです。今存在する部活動がそのまま地域に展開されるというように捉えている方もいらっしゃり、まだ周知不足という課題があると認識しております。

2点目ですが、保護者の方から不安の声が上がっていることの中に、活動費用がございました。これについて、県が明確に費用について申し上げるのは難しいです。なぜならば、地域クラブ活動の種類や中身、活動頻度、活動場所によって変わってくるからです。

国では、活動費用についてできるだけ低廉な費用でとっておりますので、県としても、実態を把握しながら、できるだけ費用がかからないよう国の補助事業を生かしながら対応できればと思っております。

3点目ですが、送迎については、保護者の負担は少なからずあるかと思っております。公共交通機関を低廉な費用で活用できるような事例もございますので、好事例を横展開していければと思っております。

4点目の子供や保護者の意見を取り入れることですが、本計画の期間内に保護者の皆様の声を受け止める方法を考えて受け止めたいと思っております。もちろん市町村についても同様に市町村の声にも耳を傾けたいと思っております。

#### 座長

他にこれに関連する御意見等ありますでしょうか。

## 委員

計画の指標のところは、数値目標が示されていますが、それ以外でこの計画の中で数値目標があまりないような印象を受けました。なかなか計画の中に数値目標を複数入れることは難しいのだろうとこれまでのお話を聞いて感じました。ただ、皆さんが心配しているのが財政的なところだと思います。どのくらい支援がいただけるのかが知りたいところであり、予算措置について、1項目あると安心するのかなと思います。その点については、いかがでしょうか。

## 事務局

本計画では、指標を大きく捉えさせていただいておりますが、この後、取組を進めていくに当たり、この大きな指標だけではつかみきれない部分がありますので、それ以外のところについては、県で調査をかけて市町村の進捗状況を把握した上で、活用できる指標を、今後の活動の中で示していきたいと思っております。

2つ目の財政的な支援のことですが、国の関連事業の活用ということにとどめさせていただければと思っております。なぜなら、ここに具体的な数字を示すことによって、万が一その通りの支援ができない場合、混乱を招くことにもなりかねません。ですから、今回はこのような形の表記とさせていただきます。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

## 座長

その他、いかがでしょうか

ないようですので、最後の説明をお願いいたします。

## 事務局

それでは、最後の説明をさせていただきます。まだ御発言されてない委員の方々は、この説明の後、御発言いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

29 ページを御覧ください。

ここでは、本計画の実行性を高め、着実に推進するため、3つの体制により進行管理を行うとともに、全庁的な連携及び関係団体等との協働を進めるといたしました。

「1 進行管理体制の整備（PDCA サイクルの推進）」について、県知事部局及び教育局の関係課で構成する「埼玉県地域クラブ活動推進庁内委員会」において、各取組の進捗状況や指標の達成状況について定期的に検証・評価を行うと示しました。

「2 関係団体等との連携・協働」について、教育・スポーツ・文化芸術等の幅広い分野の関係団体の代表者や学識経験者等で構成する「埼玉県地域クラブ活動推進協議会」を開催し、地域展開の現状や課題について情報共有を図るとともに、全県的な合意形成を図るといたしました。

「3 国及び市町村との連携」について、国に対して、実証事業の成果や課題の発信や持続可能な制度設計及び財政支援の拡充を働きかけるとともに、市町村の広域的な課題解決に向けた調整を行うなど、緊密な連携を図ると示させていただきました。

以上でございます。

座長

最後の推進体制のところにつきまして、何か御意見はありますでしょうか。

委員

先ほど、事務局から計らずしも把握が甘いという言葉も出ましたけども、やはり、県としてのきめ細かな支援をするには、市町村の状況の把握が十分でないという印象を受けました。

「V 推進体制」の3に関わることですが、県内の一定の地域を単位とする推進協議会を設置するのはいかがでしょうか。具体的には教育事務所単位なのかなと思いますが、そうすることによって近隣自治体の状況がよくわかるため、互いに協議しながら推進できると思います。

ですので、その文言を「3 国及び市町村との連携」の中に加えていただきたいと思いますので、御検討いただければと思います。

座長

この推進体制に関しまして、他に御意見等ございますでしょうか。（特になし）それでは、事務局お願いいたします。

事務局

先ほど御指摘いただきましたように、支援するには把握が甘いということに関して、先ほどの指標の話も含めて県としてしっかり把握していきたいと思っております。

また、教育事務所単位ということで、御意見いただきましたが、先ほど申し上げました関係者間のネットワーク会議というところも、この教育事務所単位で行う協議会が繋がっていくのではないかとお話を聞かせていただきながら思ったところです。

教育事務所単位という書き方になるかはわかりませんが、只今いただいた御意見を生かせるよう検討させていただければと思います。

座長

それではここから全体を通して、まだ御発言されてない委員さんもいらっしゃいますので、お願いできればと思います。

委員

御説明いただきました計画については、特に異論等はありません。前回、意見させていただいたことも、しっかり組み込んでいただき、ありがとうございます。

他の委員からも懸念されている認定制度など、これから新たな取組が始まるかと思えます。そのデータをしっかりと蓄積し議論を逐一行いながら今後について進めていければと思います。

私共としても、県の取組を支援していけたらと思います。そのためには、自治体ごとの部活動の状況やそれぞれの競技団体ごとにどれくらいのクラブが存在しているのかなど、情報収集していただけますと、地域クラブとして地域にある資源を使ってどのように対応できるか考えることができますので、引き続きよろしくお願いいたします。

委員

計画について特にはございません。

この計画が示されていったときに、持続可能な取組が根付き、子供たちに還元されるような内容が盛り込まれていると思いますので、各市町村で持続可能な取組として根付いていけることを願いながら説明を聞かせていただきました、

座長

事務局から今の御発言について、何かありますでしょうか。

事務局

県が市町村を支援するために使うデータを皆様に提供し、皆様の活動に生かしていくことについては、どのようなデータをとると有効なのかという点も含めて、考えていきたいと思います。

また、持続可能で、全ては子供たちに還元される計画ということで、全ての取組は子供たちに向けていくんだということを忘れずに、進めていきたいと思います。

座長

以上で、会議の全ての内容が終了いたしました。

皆さん、御承知のことかもしれませんが、埼玉県は「こどものこえアンケート」を実施し、部活動の地域展開について、子供たちの認知度を測りました。初めてその言葉を聞いたという子供たちが63.7%いまして、言葉だけは聞いたことがあるという方が20.6%ですので、埼玉県の子供たちのだいたい85%ぐらいはこの内容に関して把握できてない状況です。

ぜひ、子供たちの認知を深めるとともに、子供たちの意見を吸い上げるならば、子供たちにしっかりと中身を認識してもらうことが必要ですので、関係各所の皆様に御尽力のほどお願いできればと思っております。

また、認定クラブのお話が出ましたが、実は認定地域クラブは実施主体を認定するものですので、運営団体については各市町村で準備をしていく形になります。私の見識からいたしますと、運営団体がなかなか見つからない中で、実施主体を認定していくと一体どこが管理するのかという話になります。市町村が管理してやっていくところでは、その形もあるかもしれませんが、例えば先行している白岡市さんのように、すでに運営団体と実施主体が同一化しているようなところはタイプが違ってきますので、県と

して計画にどのように記載していくかということについて非常に難しいのかなと思いました。

しかしながら、情報提供をすることによって、他の市町村も参考になる部分があると思っておりますので、継続的な努力をお願いできればと思っております。

それでは会議を終了いたしますので、マイクを事務局にお返しさせていただきます。ありがとうございました。

#### 事務局

委員の皆様、長時間にわたる御協議、誠にありがとうございました。

本日いただいた御意見を参考に、最終的な次期計画を整えてまいります。

事務連絡として、今後のスケジュールについて御案内をさせていただきます。

2月1日より、次期推進計画案について県民コメントを実施する予定でございます。委員の皆様にはメールでお送りいたします。

その後、寄せられたコメント等などを踏まえて、3月下旬に計画の策定を行ってまいります。

それでは、以上をもちまして、第3回次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議を閉会とさせていただきます。

大変御多用の中、3回にわたり御出席いただきまして、本当にありがとうございました。

以上で終了とさせていただきます。